

総務省の

# 総合行政相談所

総務省では、全国19都市の街中の百貨店などで  
毎日又は定期的に相談窓口を開設しています。

(総合行政相談所)

お買い物のついでにお立ち寄り下さい!

無料で相談  
できます!

大阪府内の開設場所は2箇所です。

○ 大阪総合行政相談所〈場所：大丸心斎橋店南館8階（大阪市中央区）〉

○ 堺すいよう行政相談所〈場所：高島屋堺店6階（堺市堺区）〉

国の行政に関する相談（行政一般）を受付

## ◎ 大阪総合行政相談所

- ・ 行政一般の相談に加えて、日替わりで  
弁護士・税理士・司法書士等による  
専門相談を実施
- ・ 月に一度、日曜日に、専門機関による  
特別相談を実施（別紙参照）

原則、元日を除き毎日開設  
(土・日曜日、祝日も含む)

受付は午前10時30分から午後6時まで(※)

受付時間中は電話でも相談できます。

(TEL: 06-6241-5111)

## ◎ 堺すいよう行政相談所

行政一般の相談に加えて、週替わりで  
税理士・司法書士等による専門相談を  
実施

原則、祝日を除く毎週水曜日に開設  
受付は午前10時30分から午後3時45分  
まで(※)  
相談は面談でのみ受け付けています。

まぐみ大阪



総務省行政相談センター

※国の行政に関する相談の受付時間（専門相談の受付時間は異なります。）

連絡先：近畿管区行政評価局行政相談課  
電話：06-6941-8358

(別紙)

大阪総合行政相談所では、月に一度、  
**日曜日**に、**専門機関**による  
**特別相談**を実施しています！

予約  
不要

相談  
無料

秘密  
厳守

民事調停利用  
に関する  
日曜特別相談

(担当機関:大阪民事調停協会)

令和元年8月11日(日)

午後1時～午後4時30分

☆ 次のような困りごとの際にご相談ください！

- ・ 交通事故、地代、家賃、隣人とのトラブルでの調停利用に関する相談
- ・ 裁判よりも簡単・安価・短期に解決したい。

不動産の売買・  
賃貸に関する  
日曜特別相談

(担当機関:大阪府宅地建物取引業協会)

令和元年9月8日(日)

午後1時～午後4時30分

☆ 次のような困りごとの際にご相談ください！

- ・ 賃貸物件の原状回復義務について教えてほしい。
- ・ マンションの購入申込を行ったが、キャンセルできるか教えてほしい。

お気軽に  
ご相談くだ  
さい！

まぐみみ大阪



総務省行政相談センター

連絡先 : 大阪総合行政相談所  
(近畿管区行政評価局行政相談課)  
電話 : 06-6241-5111  
(行政相談課:06-6941-8358)